

令和6年度 第3回南幌町特別職報酬等審議会 議案

日 時 令和7年2月12日(水)
午後1時30分
場 所 南幌町役場 3階各種委員会室

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 議 事

(1) 非常勤特別職職員の月報酬の額及び町長、副町長及び教育長の給料の額について

(2) 答申案について

4 そ の 他

(1) その他

5 閉 会

南幌町特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略 50音順)

氏 名	役 職 等
上原 正希	星槎道都大学 教授
岡 眞一	南幌町元議員会 会長
永原 隆夫	南幌町区長会 会長
林 裕司	南幌町農業協同組合代表理事組合長
本間 秀正	南幌町社会福祉協議会 会長
和田 修	南幌町商工会 会長

区 分		H14.11	H14.12	H15	H16.4	H17.4	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26.4	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1	町 長	870千円	844千円												> 754千円										>
2	副町長	695千円	675千円												> 623千円										>
3	教育長	637千円	618千円												> 571千円										>
4	議会議員	議 長	299千円	295千円																					>
5		副議長	239千円	236千円																					>
6		常任委員長	216千円	214千円																					>
7		議 員	196千円	195千円																					>
8	教育委員	職務代理	48千円		>	46千円	41千円																		>
9		委 員	46千円		>	44千円	39千円																		>
10	農業委員	会 長	61千円		>	59千円	53千円																		>
11		会長代理	48千円		>	46千円	41千円																		>
12		委 員	46千円		>	44千円	39千円																		>
13	監査委員	識見者	65千円		>	63千円	56千円																		>
14		議会選出	51千円		>	49千円	44千円																		>

財政運営健全化計画 [H 1 4 年度～H 1 8 年度]

第 5 期総合計画・前期基本計画 [H 2 3 年度～H 2 5 年度]

行政改革大綱 [H 1 5 年 3 月策定]

第 5 期総合計画・後期基本計画 [H 2 6 年度～H 2 8 年度]

行政改革大綱実施計画 [H 1 5 年度～H 1 7 年度]

第 6 期総合計画 [H 2 9 年度～R 8 年度]

自立に向けた将来ビジョン [H 1 6 年度策定]

第 6 期総合計画後期基本計画 [R 4 年度～R 8 年度]

行財政改革行動計画（アクションプラン） [H 1 7 年度～H 2 2 年度]

自立緊急実行プラン [H 2 1 年度～H 2 5 年度]

行財政改革実行計画 [H 2 6 年度～H 2 8 年度]

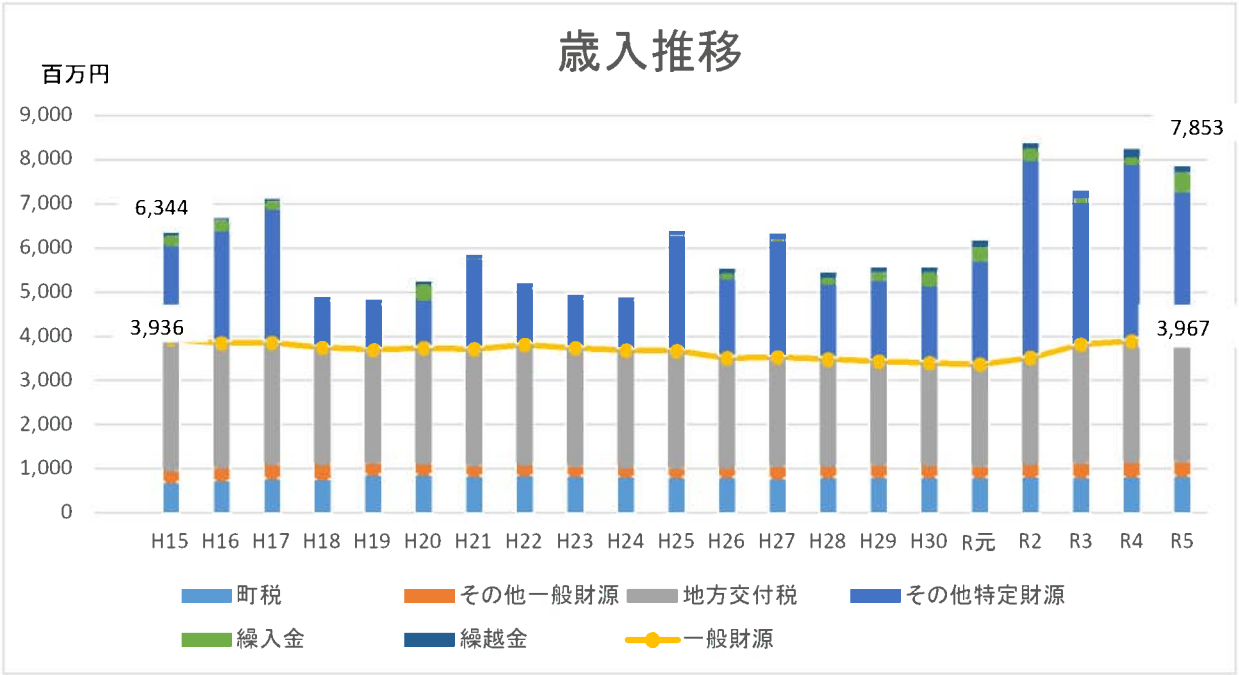
第 2 次行財政改革実行計画 [H 2 9 年度～R 3 年度]

第 3 次行財政改革実行計画 [R 5 年度～R 8 年度]

本町は、第 2 期南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本理念「ひとを育て住み続けられる田園文化のまちなんぽろ」に基づき、社会経済情勢の変化や町民ニーズの多様化に対応し、いかなる時代にあっても町民が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを進めていくために、上記行財政改革に基づき、不断の改革を実施してきました。

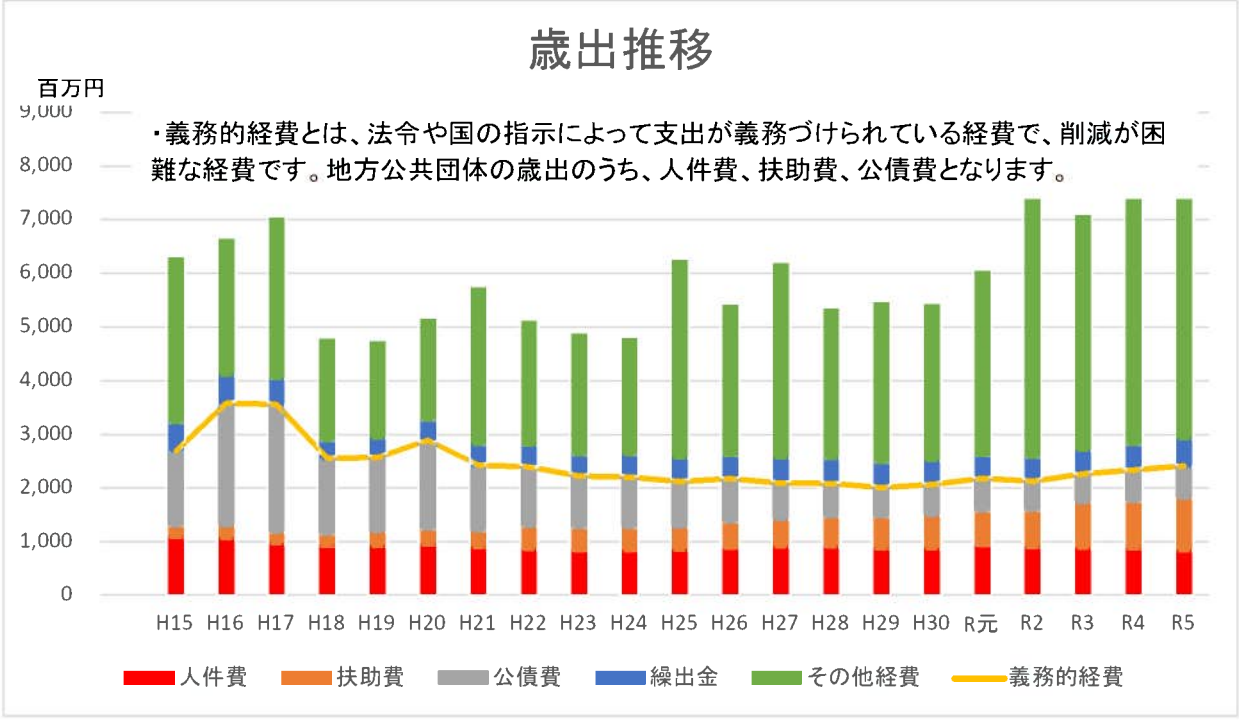
これらの取組により一定の成果を上げており、令和 5 年度策定の「第 3 次行財政改革実行計画」においても、町民サービスの維持を基本にこれまでの取組を継続しながら一層の行財政改革を進めることにより、財政基盤の安定化を図り町民との協働のもとで持続可能なまちづくりを推進することとしています。

南幌町財政状況



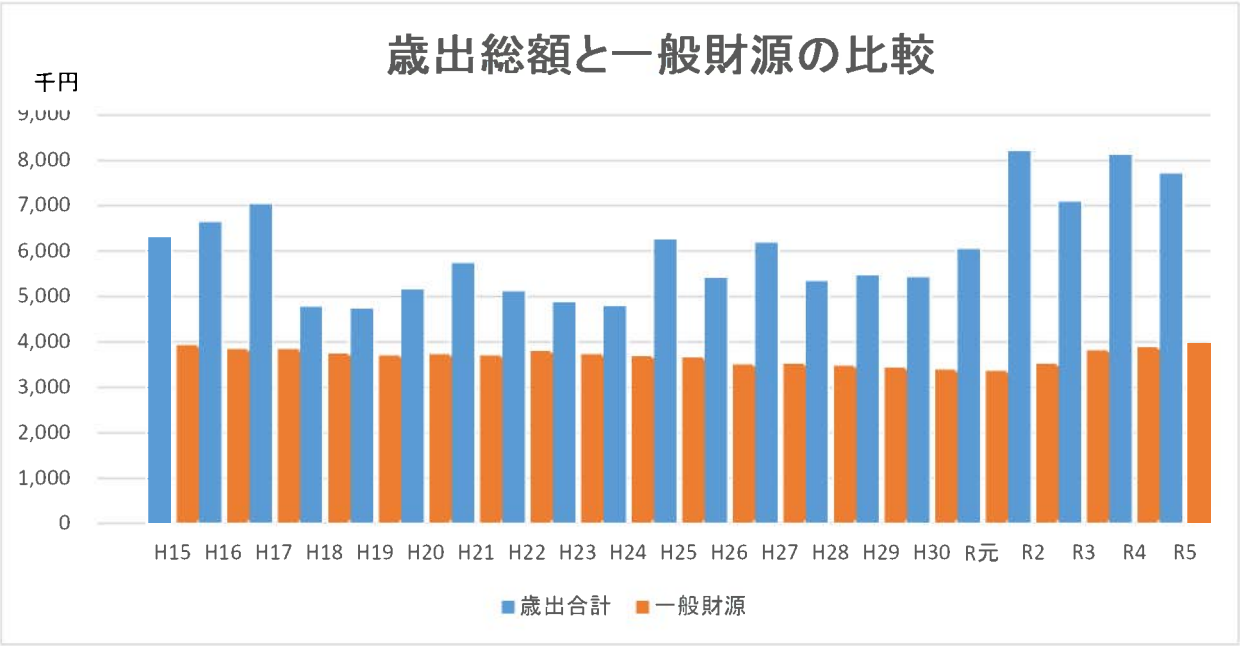
区 分	H15	H16	H17	R3	R4	R5
一般財源	3,936,551	3,850,960	3,861,247	3,827,223	3,897,459	3,967,828

【説明事項】
一般財源は、町税・その他一財、地方交付税の合計で、人件費は主に一般財源から支出しています。一般財源の推移は、平成15年度から令和5年度まで大きな増減が無い状況であり、町税や地方交付税等の増減はありますが一般財源の総額は安定していると言えます。



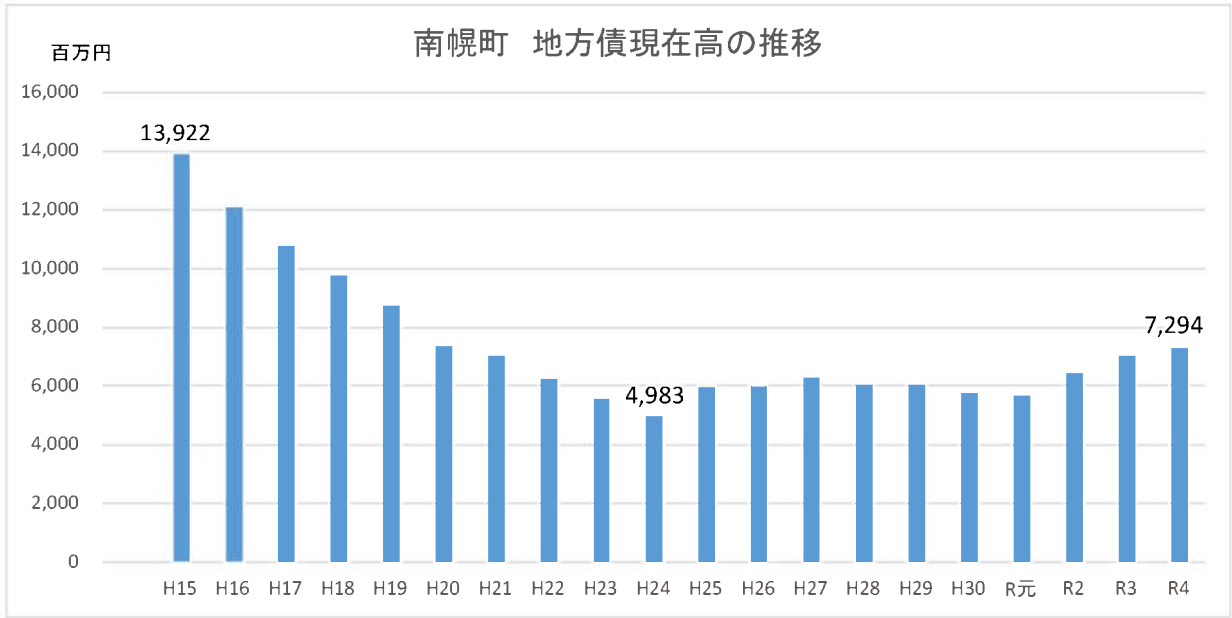
区 分	H15	H16	H17	H18	R5
義務的経費	2,695,345	3,593,666	3,563,389	2,557,473	2,419,108

【説明事項】歳入歳出の推移から見た財政状況は、歳入総額に増減はありますが、一般財源が安定した額で推移しています。歳出では、平成16年から17年度の行政改革実行計画期間には公債費が多く支出したことにより義務的経費が高い金額となっていますが、平成18年度以降は安定した額で推移しています。特に令和2年度から令和5年度は、歳入歳出の総額が増えていますが、町が実施した事業に対する国・道支出金や地方債の借入によって財源を賄うことができたことを示しており、現在の財政状況は安定していると言えます。

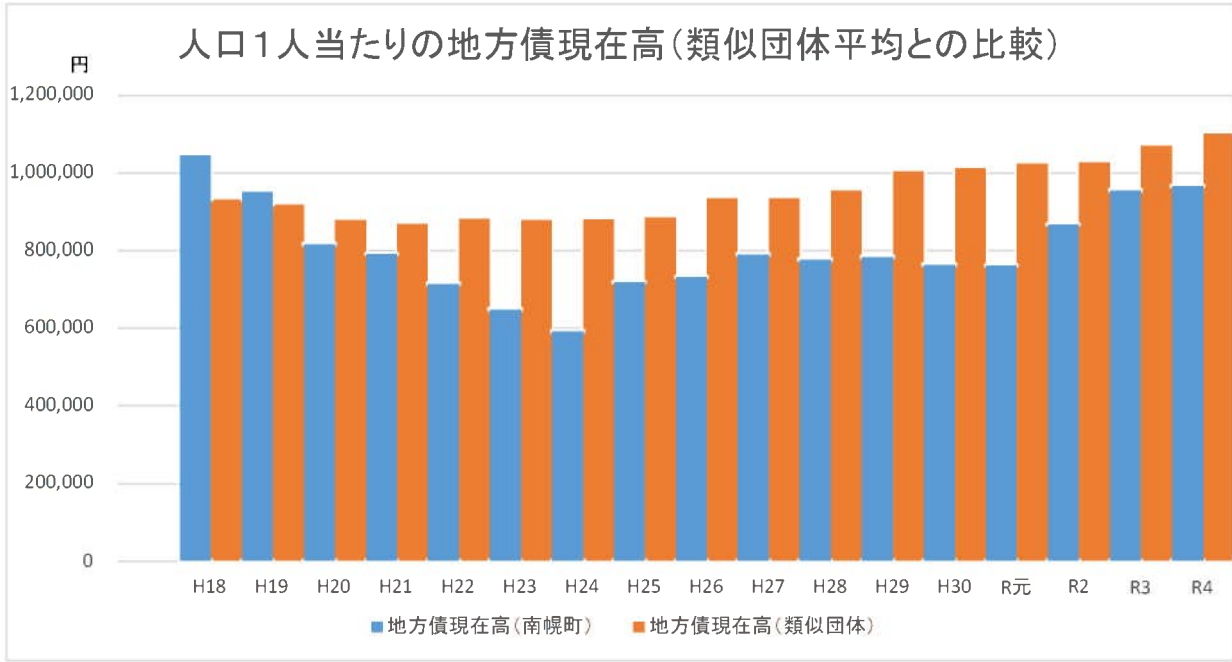


【説明事項】歳出総額と町が自由に用途を決めることができる一般財源（歳入）の差額は令和5年度で37億円を超えており、国・道支出金等の特定財源のほか、これまでに蓄積してきた財政調整基金からの取り崩しなどにより賄っていることを示しています。

区 分	H15	H16	H17	R3	R4	R5
歳出合計	6,307,910	6,647,210	7,049,981	7,093,523	8,119,396	7,725,875
一般財源	3,936,551	3,850,960	3,861,247	3,827,223	3,897,459	3,967,828
差額	2,371,359	2,796,250	3,188,734	3,266,300	4,221,937	3,758,047

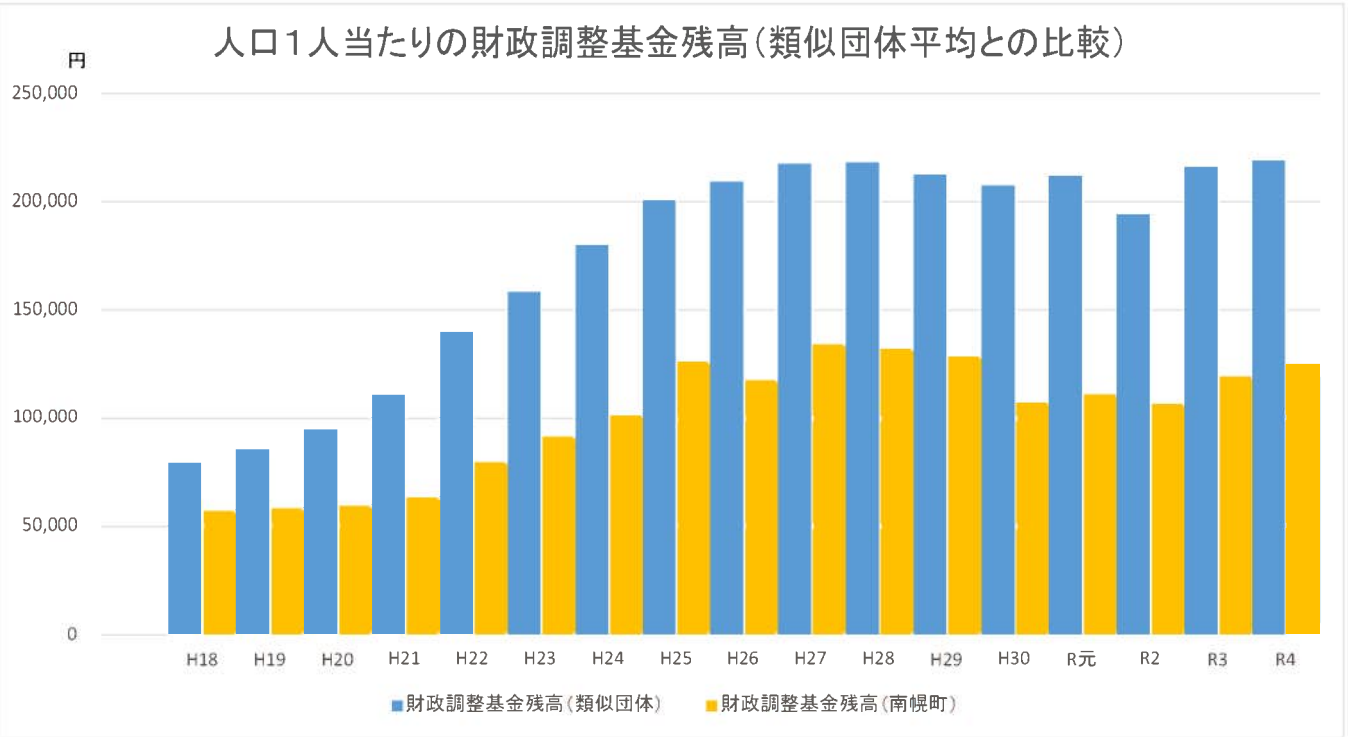
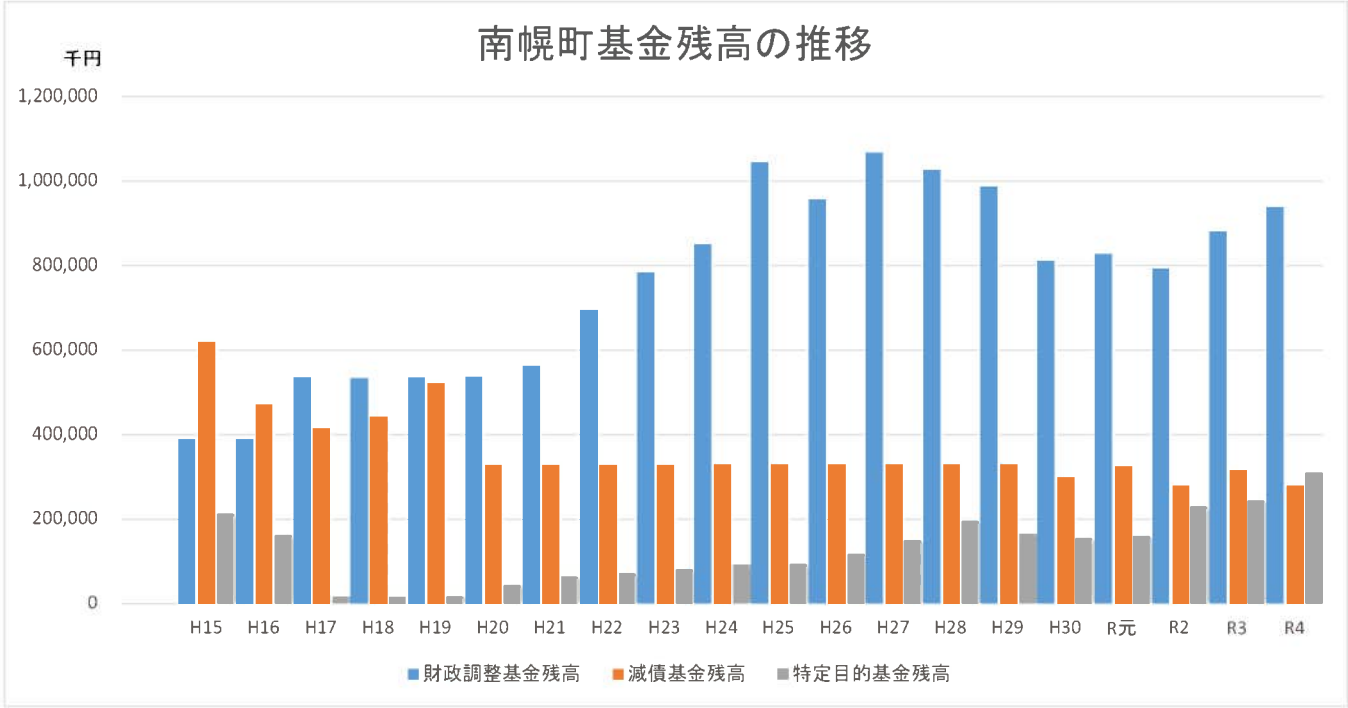


区 分	H15	H24	R4
南幌町地方債現在高	13,922,392	4,983,633	7,293,554



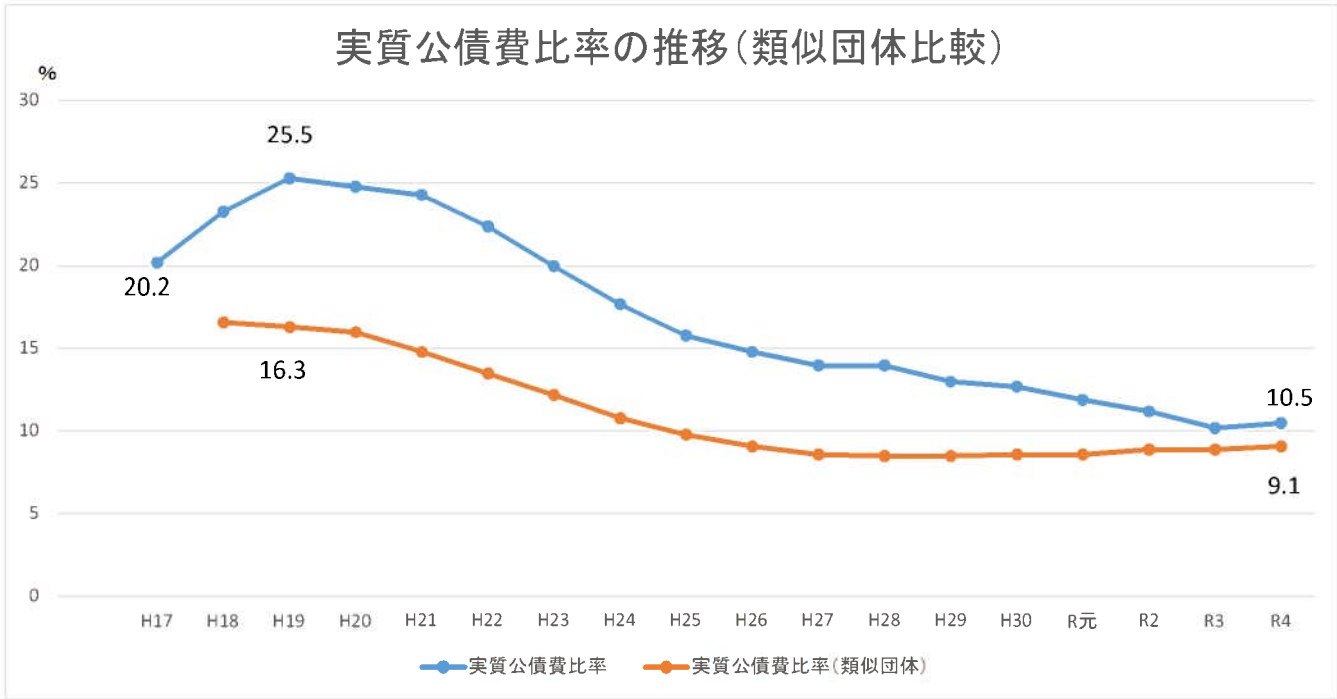
区 分	H18	H24	R4
南幌町	1,046,180	592,514	966,546
地方債現在高(類似団体)	932,278	880,797	1,102,426

【説明事項】
地方債現在高は、平成15年度が13,922百万円であったが、令和4年度は、7,294百万円と約半減しています。平成15年度は、過疎指定を受けていた時代の過疎債を活用した事業を進めていたことによる影響が考えられます。現在の地方債の借入れの方針として、普通交付税措置のある地方債を活用することとしており、公債費の償還負担を少しでも軽くすることで、今後も安定した事業を展開することができると考えます。類似団体と比較しても令和4年度では少ない状況であります。



【説明事項】
総務省によると市町村が積立てる財政調整基金残高は、標準財政規模の5%から20%が多いとされており、令和4年度の本町の標準財政規模は、3,425,058千円であり、財政調整基金残高が939,158千円、27.4%となり、多いように感じますが、類似団体と比較すると約半分の残高となっています。南幌町の基金残高の推移を見ると、平成15年度が基金合計が1,217,930千円であり、令和4年度の合計が1,525,829千円と増加している状況であり、財政は安定していると考えられます。

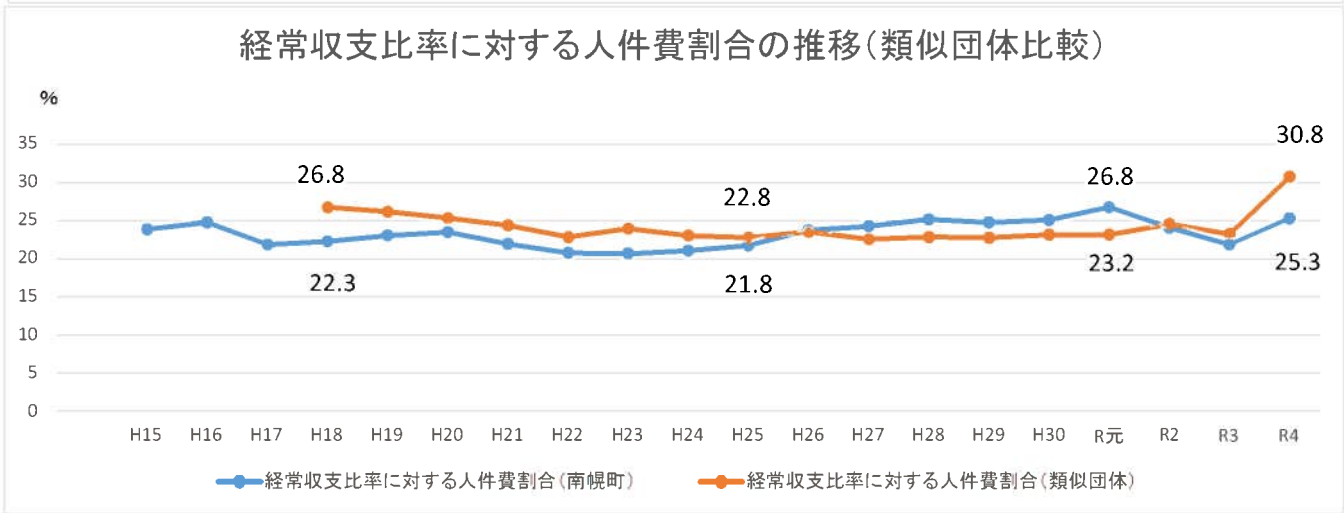
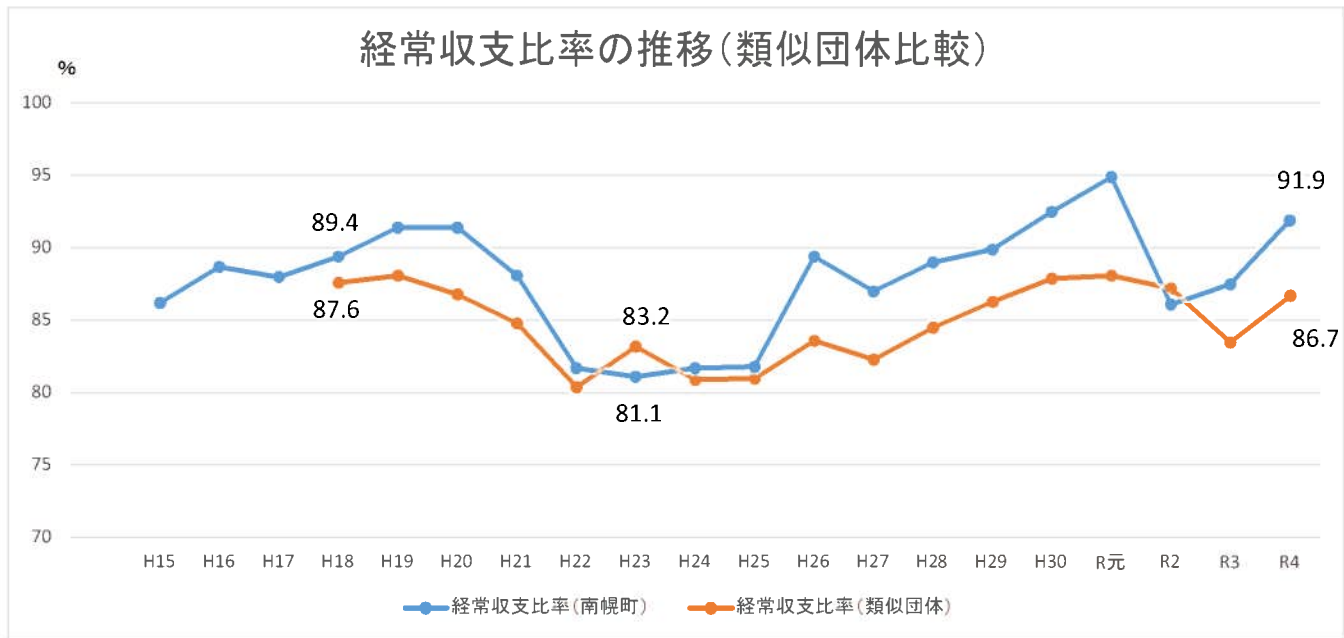
区 分	H15	H16	H17	R元	R2	R3	R4
財政調整基金残高	389,867	390,100	535,079	829,404	795,321	881,113	939,158
減債基金残高	618,688	471,939	414,928	325,515	279,434	315,088	279,446
特定目的基金残高	209,375	160,431	15,237	159,387	228,039	241,854	307,225
合計	1,217,930	1,022,470	965,244	1,314,306	1,302,794	1,438,055	1,525,829



【説明事項】

「実質公債費比率」は、平成17年度から導入され、地方公共団体の一般財源の標準的な規模に占める全部の会計の公債費や、加入している一部事務組合が負担する公債費や、公債費に準ずる債務負担行為などの、公債費に準ずる経費の比率のことです。実質公債費比率については財政健全化法により早期健全化基準(基準値25.0%)と、財政再生基準(基準値35.0%)の二つの基準値が定められています。南幌町の推移を見ると平成19年度が25.3%であったが、令和4年度は10.5%と類似団体平均よりは1.4%高い水準ですが、基準値から低い状況であり、財政は安定していると考えます。

区 分	H17	H18	H19	R2	R3	R4	(%)
南幌町	20.2	23.3	25.3	11.2	10.2	10.5	
実質公債費比率 (類似団体)			16.6	16.3	8.9	8.9	9.1



【説明事項】

経常収支比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。この数値が低いほど、臨時の財政需要や自治体独自の施策に充当できる財源が大きいことを意味します。社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性を確保する必要がありますが、税収の伸び悩みや、社会保障費の増加などを背景に財政は硬直化する傾向にあります。理想的な率は70～80%の間とされていますが、近年、南幌町や知名度向上や人口増加につながる大規模な施設の建設や改修を行ったことによる公債費の償還が増加したことにより数値が90%を超えていますが、償還が完了すると数値は下がることから財政的には問題ないと考えます。人件費割合の推移についても、類似団体と比較し大きく差がある年度はありませんが、令和4年度が類似団体よりも5.5%低く、また地方債現在高も類似団体より低い状況であるが、経常収支比率全体の比較では類似団体よりも5.5%高い状況であることから、南幌町では扶助費の占める割合が類似団体よりも高いことが予想されます。

区 分	H18	H19	H22	H23	H24	R3	R4	(%)
南幌町	89.4	91.4	81.7	81.1	81.7	87.5	91.9	
経常収支比率 (類似団体)	87.6	88.1	80.4	83.2	80.9	83.5	86.7	

区分 順位	町長			副町長			教育長			期末手当	
	町名	俸給月額	人口	町名	俸給月額	人口	町名	俸給月額	人口		
1	栗山町	883,000	11,107	栗山町	703,000	11,107	栗山町	645,000	11,107	栗山町	450/100
2	上砂川町	867,000	2,578	上砂川町	699,000	2,578	上砂川町	630,000	2,578	上砂川町	450/100
3	浦臼町	859,000	1,651	浦臼町	692,000	1,651	浦臼町	615,000	1,651	浦臼町	450/100
4	奈井江町	849,000	4,966	奈井江町	683,000	4,966	奈井江町	614,000	4,966	奈井江町	450/100
5	長沼町	834,000	10,158	秩父別町	669,000	2,297	長沼町	613,000	10,158	秩父別町	450/100
6	秩父別町	830,000	2,297	北竜町	669,000	1,674	秩父別町	594,000	2,297	北竜町	450/100
7	北竜町	830,000	1,674	沼田町	669,000	2,900	北竜町	594,000	1,674	沼田町	450/100
8	沼田町	830,000	2,900	雨竜町	667,000	2,154	沼田町	594,000	2,900	雨竜町	450/100
9	雨竜町	828,000	2,154	妹背牛町	666,000	2,691	雨竜町	593,000	2,154	妹背牛町	450/100
10	妹背牛町	827,000	2,691	長沼町	659,000	10,158	妹背牛町	591,000	2,691	由仁町	450/100
11	新十津川町	784,000	6,389	由仁町	636,000	4,783	由仁町	580,000	4,783	南幌町	450/100
12	南幌町	754,000	7,546	新十津川町	631,000	6,389	南幌町	571,000	7,546	月形町	450/100
13	由仁町	747,000	4,783	南幌町	623,000	7,546	月形町	569,000	2,864	新十津川町	450/100
14	月形町	686,000	2,864	月形町	601,000	2,864	新十津川町	568,000	6,389	長沼町	445/100
平均		814,857	4,554		661,929	4,554		597,929	4,554		

平均

※金額は全て本則の額です
 ※独自削減は含めていません
 ※人口は令和5年1月1日現在

区分 順位	教育委員会				農業委員会						監査委員			
	職務代理者		教育委員		会長		会長職務代理		委員		識見者		議会選出	
1	栗山町	52,000	栗山町	50,000	栗山町	62,000	栗山町	52,000	栗山町	50,000	新十津川町	63,000	新十津川町	63,000
2	長沼町	48,000	長沼町	48,000	長沼町	60,000	新十津川町	48,000	長沼町	48,000	栗山町	62,000	栗山町	50,000
3	新十津川町	44,000	新十津川町	44,000	新十津川町	58,000	長沼町	48,000	新十津川町	44,000	長沼町	60,000	長沼町	48,000
4	雨竜町	41,000	月形町	40,000	由仁町	54,000	月形町	42,000	月形町	40,000	南幌町	56,000	雨竜町	47,000
5	由仁町	41,000	由仁町	39,000	雨竜町	54,000	雨竜町	41,000	由仁町	39,000	由仁町	54,000	南幌町	44,000
6	南幌町	41,000	南幌町	39,000	月形町	53,000	南幌町	41,000	南幌町	39,000	雨竜町	54,000	由仁町	43,000
7	月形町	40,000	雨竜町	38,000	南幌町	53,000	由仁町	41,000	雨竜町	38,000	月形町	53,000	浦臼町	43,000
8	浦臼町	38,000	浦臼町	38,000	浦臼町	52,000	浦臼町	40,000	浦臼町	38,000	浦臼町	52,000	秩父別町	43,000
9	秩父別町	38,000	秩父別町	38,000	秩父別町	51,000	秩父別町	40,000	秩父別町	38,000	秩父別町	51,000	月形町	42,000
10	上砂川町	37,000	上砂川町	37,000	沼田町	50,000	沼田町	39,000	沼田町	37,000	上砂川町	50,000	沼田町	42,000
11	沼田町	37,000	沼田町	37,000	北竜町	49,000	北竜町	38,000	北竜町	36,000	沼田町	50,000	北竜町	41,000
12	奈井江町	36,000	北竜町	36,000	妹背牛町	49,000	妹背牛町	38,000	妹背牛町	36,000	北竜町	49,000	妹背牛町	41,000
13	北竜町	36,000	妹背牛町	36,000	奈井江町	46,000	奈井江町	36,000	奈井江町	34,000	妹背牛町	49,000	上砂川町	40,000
14	妹背牛町	36,000	奈井江町	34,000	上砂川町	—	上砂川町	—	上砂川町	—	奈井江町	46,000	奈井江町	39,000
平均		40,357		39,571		53,154		41,846		39,769		53,500		44,714

区分 順位	町長			副町長			教育長			期末手当	
	町名	俸給月額	人口	町名	俸給月額	人口	町名	俸給月額	人口		
1	標茶町	843,000	7,179	標茶町	700,000	7,179	標茶町	632,000	7,179	美瑛町	450/100
2	厚岸町	820,000	8,589	厚岸町	681,000	8,589	厚岸町	615,000	8,589	厚岸町	450/100
3	美瑛町	810,000	9,573	美瑛町	640,000	9,573	美瑛町	600,000	9,573	湧別町	450/100
4	湧別町	760,000	8,096	南幌町	623,000	7,546	安平町	595,000	7,314	南幌町	450/100
5	南幌町	754,000	7,546	湧別町	620,000	8,096	枝幸町	584,000	7,467	むかわ町	450/100
6	せたな町	750,000	7,147	枝幸町	620,000	7,467	南幌町	571,000	7,546	枝幸町	450/100
7	安平町	743,000	7,314	安平町	617,000	7,314	湧別町	550,000	8,096	安平町	450/100
8	枝幸町	741,000	7,467	せたな町	600,000	7,147	せたな町	550,000	7,147	標茶町	450/100
9	むかわ町	700,000	7,488	むかわ町	594,000	7,488	むかわ町	544,000	7,488	せたな町	450/100
平均		769,000	7,822		632,778	7,822		582,333	7,822		

平均

※金額は全て本則の額です
※独自削減は含めていません
※人口は令和5年1月1日現在

区分 順位	教育委員会				農業委員会						監査委員			
	職務代理者		教育委員		会長		会長職務代理		委員		識見者		議会選出	
1	南幌町	41,000	標茶町	50,000	美瑛町	75,000	標茶町	61,000	標茶町	56,000	枝幸町	90,000	厚岸町	68,700
2	美瑛町	—	厚岸町	46,600	むかわ町	69,000	美瑛町	50,000	厚岸町	46,600	標茶町	80,000	標茶町	68,000
3	安平町	—	南幌町	39,000	標茶町	66,000	厚岸町	49,600	美瑛町	45,000	美瑛町	79,000	美瑛町	56,000
4	せたな町	—	美瑛町	36,000	厚岸町	59,600	むかわ町	45,000	むかわ町	41,000	厚岸町	78,700	枝幸町	45,000
5	湧別町	—	むかわ町	28,900	南幌町	53,000	南幌町	41,000	南幌町	39,000	南幌町	56,000	南幌町	44,000
6	むかわ町	—	湧別町	27,000	湧別町	38,000	湧別町	—	湧別町	27,000	湧別町	54,000	湧別町	37,000
7	厚岸町	—	安平町	26,000	安平町	38,000	安平町	—	安平町	27,000	むかわ町	51,800	安平町	32,000
8	標茶町	—	枝幸町	25,000	せたな町	25,000	せたな町	—	せたな町	20,900	安平町	50,000	むかわ町	31,000
9	枝幸町	—	せたな町	22,900	枝幸町	21,700	枝幸町	—	枝幸町	14,200	せたな町	27,500	せたな町	22,900
平均		41,000		33,489		49,478		49,320		35,189		63,000		44,956

■常勤・非常勤特別職報酬等の改定について

【資料 5】

1. 非常勤特別職職員の月額の額について

【改定案】 削減措置前の平成14年11月の報酬額へ引き上げる（15％）

区分		人数	改定前		改定後		増減額
			月報酬	年額	月報酬	年額	
教育委員	職務代理	1人	41千円	492千円	48千円	576千円	84千円
	委員	3人	39千円	1,404千円	46千円	1,656千円	252千円
農業委員	会長	1人	53千円	636千円	61千円	732千円	96千円
	会長代理	1人	41千円	492千円	48千円	576千円	84千円
	委員	10人	39千円	4,680千円	46千円	5,520千円	840千円
監査委員	識見者	1人	56千円	672千円	65千円	780千円	108千円
	議会選出	1人	44千円	528千円	51千円	612千円	84千円
					影響額合計		1,548千円

■上記理由
平成16年度以降、非常勤特別職の月報酬の額について改定が長期間行われていないこと、日頃の仕事をしながら各種委員に担っていただき、その職務と職責を考慮すると優秀な人材の確保が最優先と考え、生活給ではないが、適正な報酬等の水準とするために、上記改定案のとおり引き上げが必要であると判断した。

2. 常勤特別職の給料について

【改定案】 給料の引下げ前の平成26年度から令和6年度までの人事院勧告を踏まえた一般職職員給与改定率の5.13％の引上げ率を基準に約5％引き上げる

区分	人数	改定前				改定後				増減額
		俸給月額	年額	期末手当年額	年収	俸給月額	年額	期末手当年額	年収	
町長	1人	754千円	9,048千円	3,989千円	13,037千円	792千円	9,504千円	4,190千円	13,694千円	657千円
副町長	1人	623千円	7,476千円	3,296千円	10,772千円	655千円	7,860千円	3,465千円	11,325千円	553千円
教育長	1人	571千円	6,852千円	3,021千円	9,873千円	600千円	7,200千円	3,174千円	10,374千円	501千円
						影響額合計				1,711千円

■上記理由
町の抱えている課題の大きさや町長の責任の重さのほか、昨今の物価高騰、賃上げの機運等を考慮し、非常勤特別職職員の月報酬と同様に平成14年11月の給料月額に引き上げてほしいと感じる部分はあるものの、今後の財政状況を考えて、高齢化や少子化の影響による社会保障経費の増や準工業用地等整備や南幌温泉整備、子ども室内遊戯施設整備など、大規模事業の実施に伴う地方債の借入金の償還が始まることや空知管内及び北海道内の類似団体との均衡、一般職の給与改定率の累計等を鑑みると、町民の賃金や年金が上がっても物価高に追いつかないという状況の中、税金を原資とした特別職の報酬等の引上げについては、町財政への影響額を考慮すると非常勤特別職職員と同様の15％の引上げは、町民の理解が得られないと考える。
以上のことを考慮し、現在の理事者給料の引下げ前の平成26年度から令和6年度までの人事院勧告を踏まえた一般職職員給与改定率の5.13％の引上げ率を基準に、上記改定案のとおり引き上げが必要であると判断した。

改定案反映

区分 順位	町長			副町長			教育長			期末手当	
	町名	俸給月額	人口	町名	俸給月額	人口	町名	俸給月額	人口		
1	栗山町	883,000	11,107	栗山町	703,000	11,107	栗山町	645,000	11,107	栗山町	450/100
2	上砂川町	867,000	2,578	上砂川町	699,000	2,578	上砂川町	630,000	2,578	上砂川町	450/100
3	浦臼町	859,000	1,651	浦臼町	692,000	1,651	浦臼町	615,000	1,651	浦臼町	450/100
4	奈井江町	849,000	4,966	奈井江町	683,000	4,966	奈井江町	614,000	4,966	奈井江町	450/100
5	長沼町	834,000	10,158	秩父別町	669,000	2,297	長沼町	613,000	10,158	秩父別町	450/100
6	秩父別町	830,000	2,297	北竜町	669,000	1,674	南幌町	600,000	7,546	北竜町	450/100
7	北竜町	830,000	1,674	沼田町	669,000	2,900	秩父別町	594,000	2,297	沼田町	450/100
8	沼田町	830,000	2,900	雨竜町	667,000	2,154	北竜町	594,000	1,674	雨竜町	450/100
9	雨竜町	828,000	2,154	妹背牛町	666,000	2,691	沼田町	594,000	2,900	妹背牛町	450/100
10	妹背牛町	827,000	2,691	長沼町	659,000	10,158	雨竜町	593,000	2,154	由仁町	450/100
11	南幌町	792,000	7,546	南幌町	655,000	7,546	妹背牛町	591,000	2,691	南幌町	450/100
12	新十津川町	784,000	6,389	由仁町	636,000	4,783	由仁町	580,000	4,783	月形町	450/100
13	由仁町	747,000	4,783	新十津川町	631,000	6,389	月形町	569,000	2,864	新十津川町	450/100
14	月形町	686,000	2,864	月形町	601,000	2,864	新十津川町	568,000	6,389	長沼町	445/100
平均		817,571	4,554		664,214	4,554		600,000	4,554		

平均

※金額は全て本則の額です
 ※独自削減は含めていません
 ※人口は令和5年1月1日現在

区分 順位	教育委員会				農業委員会						監査委員			
	職務代理者		教育委員		会長		会長職務代理		委員		識見者		議会選出	
1	栗山町	52,000	栗山町	50,000	栗山町	62,000	栗山町	52,000	栗山町	50,000	南幌町	65,000	新十津川町	63,000
2	長沼町	48,000	長沼町	48,000	南幌町	61,000	新十津川町	48,000	長沼町	48,000	新十津川町	63,000	南幌町	51,000
3	南幌町	48,000	南幌町	46,000	長沼町	60,000	長沼町	48,000	南幌町	46,000	栗山町	62,000	栗山町	50,000
4	新十津川町	44,000	新十津川町	44,000	新十津川町	58,000	南幌町	48,000	新十津川町	44,000	長沼町	60,000	長沼町	48,000
5	雨竜町	41,000	月形町	40,000	由仁町	54,000	月形町	42,000	月形町	40,000	雨竜町	54,000	雨竜町	47,000
6	由仁町	41,000	由仁町	39,000	雨竜町	54,000	由仁町	41,000	由仁町	39,000	由仁町	54,000	由仁町	43,000
7	月形町	40,000	雨竜町	38,000	月形町	53,000	雨竜町	41,000	雨竜町	38,000	月形町	53,000	浦臼町	43,000
8	浦臼町	38,000	浦臼町	38,000	浦臼町	52,000	浦臼町	40,000	浦臼町	38,000	浦臼町	52,000	秩父別町	43,000
9	秩父別町	38,000	秩父別町	38,000	秩父別町	51,000	秩父別町	40,000	秩父別町	38,000	秩父別町	51,000	月形町	42,000
10	上砂川町	37,000	上砂川町	37,000	沼田町	50,000	沼田町	39,000	沼田町	37,000	上砂川町	50,000	沼田町	42,000
11	沼田町	37,000	沼田町	37,000	北竜町	49,000	北竜町	38,000	北竜町	36,000	沼田町	50,000	北竜町	41,000
12	奈井江町	36,000	北竜町	36,000	妹背牛町	49,000	妹背牛町	38,000	妹背牛町	36,000	北竜町	49,000	妹背牛町	41,000
13	北竜町	36,000	妹背牛町	36,000	奈井江町	46,000	奈井江町	36,000	奈井江町	34,000	妹背牛町	49,000	上砂川町	40,000
14	妹背牛町	36,000	奈井江町	34,000	上砂川町	—	上砂川町	—	上砂川町	—	奈井江町	46,000	奈井江町	39,000
平均		40,857		40,071		53,769		42,385		40,308		54,143		45,214

改定案反映

区分 順位	町長			副町長			教育長			期末手当	
	町名	俸給月額	人口	町名	俸給月額	人口	町名	俸給月額	人口		
1	標茶町	843,000	7,179	標茶町	700,000	7,179	標茶町	632,000	7,179	美瑛町	450/100
2	厚岸町	820,000	8,589	厚岸町	681,000	8,589	厚岸町	615,000	8,589	厚岸町	450/100
3	美瑛町	810,000	9,573	南幌町	655,000	7,546	美瑛町	600,000	9,573	湧別町	450/100
4	南幌町	792,000	7,546	美瑛町	640,000	9,573	南幌町	600,000	7,546	南幌町	450/100
5	湧別町	760,000	8,096	湧別町	620,000	8,096	安平町	595,000	7,314	むかわ町	450/100
6	せたな町	750,000	7,147	枝幸町	620,000	7,467	枝幸町	584,000	7,467	枝幸町	450/100
7	安平町	743,000	7,314	安平町	617,000	7,314	湧別町	550,000	8,096	安平町	450/100
8	枝幸町	741,000	7,467	せたな町	600,000	7,147	せたな町	550,000	7,147	標茶町	450/100
9	むかわ町	700,000	7,488	むかわ町	594,000	7,488	むかわ町	544,000	7,488	せたな町	450/100
平均		773,222	7,822		636,333	7,822		585,556	7,822		

平均

※金額は全て本則の額です
※独自削減は含めていません
※人口は令和5年1月1日現在

区分 順位	教育委員会				農業委員会						監査委員			
	職務代理者		教育委員		会長		会長職務代理		委員		識見者		議会選出	
1	南幌町	48,000	標茶町	50,000	美瑛町	75,000	標茶町	61,000	標茶町	56,000	枝幸町	90,000	厚岸町	68,700
2	美瑛町	—	厚岸町	46,600	むかわ町	69,000	美瑛町	50,000	厚岸町	46,600	標茶町	80,000	標茶町	68,000
3	安平町	—	南幌町	46,000	標茶町	66,000	厚岸町	49,600	南幌町	46,000	美瑛町	79,000	美瑛町	56,000
4	せたな町	—	美瑛町	36,000	南幌町	61,000	南幌町	48,000	美瑛町	45,000	厚岸町	78,700	南幌町	51,000
5	湧別町	—	むかわ町	28,900	厚岸町	59,600	むかわ町	45,000	むかわ町	41,000	南幌町	65,000	枝幸町	45,000
6	むかわ町	—	湧別町	27,000	湧別町	38,000	湧別町	—	湧別町	27,000	湧別町	54,000	湧別町	37,000
7	厚岸町	—	安平町	26,000	安平町	38,000	安平町	—	安平町	27,000	むかわ町	51,800	安平町	32,000
8	標茶町	—	枝幸町	25,000	せたな町	25,000	せたな町	—	せたな町	20,900	安平町	50,000	むかわ町	31,000
9	枝幸町	—	せたな町	22,900	枝幸町	21,700	枝幸町	—	枝幸町	14,200	せたな町	27,500	せたな町	22,900
平均		48,000		34,267		50,367		50,720		35,967		64,000		45,733

地方公務員の給与決定等について

【追加資料 1】

1 給与決定の三原則（地方公務員法第24条）

- （1）職務給の原則（第1項）
- （2）均衡の原則（第3項・第5項）
- （3）条例主義の原則（第6項）

○地方公務員法【抜粋】

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

2 特別職の給与改定に関する国の通知

特別職の給与改定を行う場合は、以下の諸事情等を総合的に考慮して改定を行うこととされています。

- （1）国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況
- （2）当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯
- （3）当該地方公共団体の一般職の職員の給与改定の状況
- （4）他の地方公共団体との均衡

○地方公務員の給与制度の改正について（昭和36年2月11日自治事務次官通知）【抜粋】

第2 地方公務員の給与改定について

1 給与改定の基本方針

- （2）特別職の地方公務員の給与改定を行なう場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行なうこと。

ア 国家公務員の特別職の職員の給与改定

イ 各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯

ウ 各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い

エ 他の地方公共団体との均衡

年 度	区 分	給 料				期末手当			支給額合計	本来支給額合計	独自削減額
		本則月額	減額率	支給月額	支給年額	本則額	減額率	支給額			
平成16年度	町 長	844千円	10.0%	760千円	9,115千円	4,271千円	15.0%	3,630千円	12,745千円	14,399千円	△ 1,653千円
	副町長	675千円	8.0%	621千円	7,452千円	3,416千円	15.0%	2,903千円	10,355千円	11,516千円	△ 1,160千円
	教育長	618千円	7.0%	575千円	6,897千円	3,127千円	15.0%	2,658千円	9,555千円	10,543千円	△ 988千円
平成17年度	町 長	844千円	25.0%	633千円	7,596千円	4,319千円	11.0%	3,844千円	11,440千円	14,447千円	△ 3,007千円
	副町長	675千円	15.0%	574千円	6,885千円	3,454千円	11.0%	3,074千円	9,959千円	11,554千円	△ 1,595千円
	教育長	618千円	13.0%	538千円	6,452千円	3,163千円	11.0%	2,815千円	9,267千円	10,579千円	△ 1,312千円
平成18年度	町 長	844千円	25.0%	633千円	7,596千円	4,319千円	17.0%	3,585千円	11,181千円	14,447千円	△ 3,266千円
	副町長	675千円	15.0%	574千円	6,885千円	3,454千円	17.0%	2,867千円	9,752千円	11,554千円	△ 1,802千円
	教育長	618千円	13.0%	538千円	6,452千円	3,163千円	17.0%	2,625千円	9,077千円	10,579千円	△ 1,502千円
平成19年度	町 長	844千円	25.0%	633千円	7,596千円	4,368千円	17.0%	3,625千円	11,221千円	14,496千円	△ 3,275千円
	副町長	675千円	15.0%	574千円	6,885千円	3,493千円	17.0%	2,899千円	9,784千円	11,593千円	△ 1,809千円
	教育長	618千円	13.0%	538千円	6,452千円	3,198千円	17.0%	2,654千円	9,106千円	10,614千円	△ 1,508千円
平成20年度	町 長	844千円	25.0%	633千円	7,596千円	4,368千円	17.0%	3,625千円	11,221千円	14,496千円	△ 3,275千円
	副町長	675千円	15.0%	574千円	6,885千円	3,493千円	17.0%	2,899千円	9,784千円	11,593千円	△ 1,809千円
	教育長	618千円	13.0%	538千円	6,452千円	3,198千円	17.0%	2,654千円	9,106千円	10,614千円	△ 1,508千円
平成21年度	町 長	844千円	25.0%	633千円	7,596千円	4,028千円	17.0%	3,343千円	10,939千円	14,156千円	△ 3,217千円
	副町長	675千円	15.0%	574千円	6,885千円	3,221千円	17.0%	2,674千円	9,559千円	11,321千円	△ 1,763千円
	教育長	618千円	13.0%	538千円	6,452千円	2,949千円	17.0%	2,448千円	8,900千円	10,365千円	△ 1,465千円
平成22年度	町 長	844千円	35.0%	549千円	6,583千円	3,834千円	17.0%	3,182千円	9,765千円	13,962千円	△ 4,197千円
	副町長	675千円	25.0%	506千円	6,075千円	3,066千円	17.0%	2,545千円	8,620千円	11,166千円	△ 2,546千円
	教育長	618千円	20.0%	494千円	5,933千円	2,807千円	17.0%	2,330千円	8,263千円	10,223千円	△ 1,960千円
平成23年度	町 長	844千円	35.0%	549千円	6,583千円	3,834千円	17.0%	3,182千円	9,765千円	13,962千円	△ 4,197千円
	副町長	675千円	25.0%	506千円	6,075千円	3,066千円	17.0%	2,545千円	8,620千円	11,166千円	△ 2,546千円
	教育長	618千円	20.0%	494千円	5,933千円	2,807千円	17.0%	2,330千円	8,263千円	10,223千円	△ 1,960千円
平成24年度	町 長	844千円	35.0%	549千円	6,583千円	3,834千円	17.0%	3,182千円	9,765千円	13,962千円	△ 4,197千円
	副町長	675千円	25.0%	506千円	6,075千円	3,066千円	17.0%	2,545千円	8,620千円	11,166千円	△ 2,546千円
	教育長	618千円	20.0%	494千円	5,933千円	2,807千円	17.0%	2,330千円	8,263千円	10,223千円	△ 1,960千円
平成25年度	町 長	844千円	35.0%	549千円	6,583千円	3,834千円	17.0%	3,182千円	9,765千円	13,962千円	△ 4,197千円
	副町長	675千円	25.0%	506千円	6,075千円	3,066千円	17.0%	2,545千円	8,620千円	11,166千円	△ 2,546千円
	教育長	618千円	20.0%	494千円	5,933千円	2,807千円	17.0%	2,330千円	8,263千円	10,223千円	△ 1,960千円

●令和5年度 南幌町財政推計

7 中期財政推計

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
町 税	816	792	792	798	803	800
地方譲与税等	311	281	281	281	281	281
地方交付税	2,772	2,719	2,734	2,730	2,707	2,757
国・道支出金	2,700	1,629	1,628	1,747	1,552	1,308
繰入金	168	468	282	344	334	297
繰越金	190	126	146	146	146	146
町 債	834	886	824	742	445	270
その他	454	814	383	381	387	357
合 計	8,245	7,715	7,070	7,169	6,655	6,216

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
人件費	842	806	823	831	851	867
扶助費	886	852	852	852	852	852
公債費	613	639	639	666	736	837
投資的経費	2,166	1,797	1,646	1,608	1,084	614
物件費	978	1,113	1,000	1,098	1,001	956
補助費等	1,621	1,474	1,071	1,069	1,068	1,002
繰出金	451	449	455	453	458	453
その他	562	585	584	592	605	635
合 計	8,119	7,715	7,070	7,169	6,655	6,216

(3) 基金残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
財政調整基金	939	953	914	814	724	670
減債基金	279	179	179	179	179	179
その他特定目的基金	307	277	274	271	268	265
合 計	1,525	1,409	1,367	1,264	1,171	1,114

(4) 町債残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
一般会計	7,294	7,567	7,782	7,893	7,642	7,119

●令和6年度 南幌町財政推計

7 中期財政推計

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
町 税	826	817	850	859	856	858
地方譲与税等	320	334	315	315	315	315
地方交付税	2,822	2,802	2,790	2,812	2,861	2,871
国・道支出金	1,780	2,239	1,919	1,832	1,465	1,445
繰入金	464	371	457	444	498	494
繰越金	126	128	135	135	135	135
町 債	822	1,107	954	407	211	118
その他	693	510	448	482	447	458
合 計	7,853	8,308	7,868	7,286	6,788	6,694

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
人件費	801	855	868	887	914	912
扶助費	979	1,242	1,181	1,181	1,181	1,181
公債費	639	639	670	739	865	913
投資的経費	1,726	2,013	1,582	851	539	410
物件費	1,006	1,153	1,202	1,189	1,152	1,172
補助費等	1,501	1,355	1,306	1,367	1,034	1,009
繰出金	469	390	387	390	393	397
その他	605	661	672	682	710	700
合 計	7,726	8,308	7,868	7,286	6,788	6,694

(3) 基金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
財政調整基金	835	881	821	777	681	587
減債基金	192	179	179	179	179	179
その他特定目的基金	325	302	280	285	289	294
合 計	1,352	1,362	1,280	1,241	1,149	1,060

(4) 町債残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
一般会計	7,503	8,002	8,325	8,039	7,434	6,686

改定案反映

区分 順位	町村長		副町長		教育長	
	町名	俸給月額	町名	俸給月額	町名	俸給月額
1	栗山町	883,000	栗山町	703,000	栗山町	645,000
2	秩父別町	830,000	秩父別町	669,000	南幌町	600,000
3	雨竜町	828,000	雨竜町	667,000	秩父別町	594,000
4	南幌町	792,000	南幌町	655,000	雨竜町	593,000
5	北竜町	789,000	北竜町	642,000	長沼町	582,350
6	沼田町	789,000	沼田町	642,000	由仁町	580,000
7	新十津川町	784,000	由仁町	636,000	北竜町	576,000
8	長沼町	750,600	新十津川町	631,000	沼田町	576,000
9	由仁町	747,000	上砂川町	629,000	月形町	569,000
10	上砂川町	690,000	長沼町	626,050	新十津川町	568,000
11	浦臼町	687,200	妹背牛町	612,700	上砂川町	567,000
12	月形町	686,000	月形町	601,000	妹背牛町	555,500
13	妹背牛町	661,600	浦臼町	581,280	浦臼町	541,200
14	奈井江町	637,000	奈井江町	581,000	奈井江町	541,000
平均		753,886		634,002		577,718



■常勤特別職の退職手当について

【追加資料5】

○ 算出方法：給料月額 × 在職期間における支給割合 = 退職手当の額

○ 退職手当額（在職期間は任期満了の場合）

【改定前】

区 分	給料月額	在職期間	支給割合	手当額
町 長	754千円	4年	2050.4/100	15,461千円
副町長	623千円	4年	1293.6/100	8,060千円
教育長	571千円	3年	851.4/100	4,862千円

【改定後】

区 分	給料月額	在職期間	支給割合	手当額
町 長	792千円	4年	2050.4/100	16,240千円
副町長	655千円	4年	1293.6/100	8,474千円
教育長	600千円	3年	851.4/100	5,109千円

【影響額】

区 分	影響額
町 長	779千円
副町長	414千円
教育長	247千円